

# 中規模小売店舗届出のご案内

## 届出の対象となる店舗

建物（注 1）内の店舗面積（注 2）の合計が 500 m<sup>2</sup>を超え、1,000 m<sup>2</sup>以下のもの

注 1) 建物とは、「屋根、柱、壁を共通にする建物」「通路によって接続され、機能が一体となっている 2 つ以上の建物」「これらの附属建物」です。

注 2) 店舗面積とは、小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行うために使われる店舗の床面積です。

## 届出の内容

中規模小売店舗の設置・変更・廃止をする際に、下記により必要な届出を提出してください。

### 建物設置者の届出

中規模小売店舗を新設（注 3）するにあたり、建物設置者が提出する届出です。

注 3) 新設には、建物の床面積を変更したり、既存の建物の全部もしくは一部の用途を変更したりしたことにより、中規模小売店舗となる場合を含みます。

- 届出の期日 建築確認申請時、または開店の 3 ヶ月前のいずれか早い方
- 届出の様式 中規模小売店舗（設置）届出書【別記第 1 号様式】
- 添付書類 建物の位置図、付近の状況図、建物の配置図（注 4）、建物の平面図（注 5）

注 4) 駐車場（駐車場の自動車の出入口を含む）、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の位置が確認できるものとします。

注 5) 建物内の小売業を行うために使われる部分の配置を含むものとします。

### 小売業者の届出

中規模小売店舗において小売業を行う方が提出する届出です。

- 届出の期日 開店の 3 ヶ月前まで
- 届出の様式 中規模小売店舗（小売業）届出書【別記第 2 号様式】

## 変更・廃止の届出

---

中規模小売店舗において、届出した事項に変更があった場合や廃止をする場合に建物設置者が提出する届出です。小売業者についても、届出した事項に変更があった場合に提出をします。

- 届出の期日 変更等の前まで
- 届出の様式 中規模小売店舗（変更・廃止）届出書【別記第3号様式】

## お問い合わせ先・届出先

---

新発田市商工振興課商業振興係

〒957-0053 新発田市中心街3-3-3 ヨリネスしばた 6階

電話番号 0254-28-9650（直通）